○愛媛県の海を管理する条例

平成７年12月22日条例第51号

改正

平成９年３月25日条例第３号

平成12年３月24日条例第12号

平成14年３月26日条例第19号

平成16年12月24日条例第47号

平成26年３月28日条例第９号

平成29年３月24日条例第５号

平成31年３月22日条例第21号

令和元年７月９日条例第３号

令和６年３月26日条例第21号

令和７年３月25日条例第８号

令和８年３月27日条例第11号

愛媛県の海を管理する条例を次のように公布する。

愛媛県の海を管理する条例

（目的）

第１条　この条例は、普通海域の管理について必要な事項を定めることにより、愛媛県の海の適正な利用と環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「普通海域」とは、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第２条に規定する漁港の区域内の水域、港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第３項に規定する港湾区域内の水域、同条第８項に規定する開発保全航路の区域内の水域、同法第56条第１項の規定により公告されている水域及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成30年法律第89号）第２条第５項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域を除く県内の海域をいう。

一部改正〔平成14年条例19号・31年21号・令和６年21号・８年11号〕

（許可）

第３条　普通海域において、次に掲げる海域の使用等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

（１） 海域の占用

（２） 土石（砂を含む。以下同じ。）の採取

（３） 土石の投入その他海底の形状を変更する行為（法令の規定により禁止されている行為を除く。以下「土石の投入等」という。）

２　知事は、前項の許可に普通海域の管理上必要な条件を付することができる。

（適用除外）

第４条　次に掲げる場合は、前条第１項の規定は、適用しない。

（１） 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）の規定による埋立ての免許又は承認を受けた者が当該免許又は承認に係る行為をする場合

（２） 漁業に関する免許又は許可を受けて、水産動植物の採捕又は養殖のために海域の占用をする場合

（３） 国又は県の計画に基づく漁場造成事業又は漁場保全事業の実施に伴い海域の占用又は土石の投入等をする場合

（４） 海岸法（昭和31年法律第101号）第７条第１項、第８条第１項第１号、第37条の４若しくは第37条の５第１号の許可を受け、又は同法第10条第２項（同法第37条の８において準用する場合を含む。）の協議に基づき海域の占用又は土石の採取をする場合

（５） その他規則で定める軽易な行為をする場合

一部改正〔平成12年条例12号〕

（市町長の意見の聴取）

第５条　知事は、第３条第１項の許可の申請があったときは、当該申請に係る海域を地先水面とする地域を区域とする市町の長の意見を聴くものとする。

全部改正〔平成12年条例12号〕、一部改正〔平成16年条例47号〕

（許可の基準）

第６条　知事は、第３条第１項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

（１） 海域の公共性及び公益性が著しく損なわれないものであること。

（２） 海域の環境保全及び災害防止に十分配慮されたものであること。

（３） 公共施設若しくは公共的施設の利用又は公共事業若しくは公共的事業の遂行に支障を与えないものであること。

（４） その他知事が定める基準に適合するものであること。

（権利の譲渡等の禁止）

第７条　第３条第１項の許可を受けた者は、当該許可により生じた権利を他人に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

（許可の取消し等）

第８条　知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、工作物の改築、移転若しくは除却、その行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき海域の管理上の障害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置若しくは原状回復を命ずることができる。

（１）　第３条第１項の規定に違反した者

（２）　第３条第１項の許可に付した条件に違反した者

（３）　偽りその他不正の行為により第３条第１項の許可を受けた者

２　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第３条第１項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

（１）　第３条第１項の許可に係る海域について、国又は地方公共団体が使用する必要を生じた場合

（２）　その他公益上やむを得ない場合

（原状回復義務）

第９条　第３条第１項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該許可期間が満了し、又は当該工作物の用途を廃止したときは、遅滞なく、当該工作物を除却し、海域を原状に回復しなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（占用料等の徴収）

第10条　知事は、第３条第１項の許可を受けた者から、別表第１及び別表第２に定める占用料又は土石採取料（以下「占用料等」という。）を徴収する。

２　知事は、特に必要と認める者に対しては、その占用料等を減免することができる。

３　既に納付した占用料等は、還付しない。ただし、第８条第２項の規定により許可を取り消した場合その他知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（許可の特例）

第11条　第３条第１項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が、普通海域において、同項各号に掲げる海域の使用等をしようとするときは、あらかじめ知事に協議することをもって足りる。

２　前項の協議の手続は、第３条第１項の許可の手続の例による。

（規則への委任）

第12条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第13条　次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

（１）　第３条第１項の規定に違反した者

（２）　第３条第１項の許可に付した条件に違反した者

（３）　偽りその他不正の行為により第３条第１項の許可を受けた者

第14条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

第15条　偽りその他不正の行為により占用料等の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料を科する。

一部改正〔平成12年条例12号〕

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成８年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に海域の占用及び土石の採取について愛媛県普通海域管理規則（昭和47年愛媛県規則第63号）第３条第１項の許可を受けている者は、当該許可と同様の条件により当該海域の占用及び土石の採取について第３条第１項の許可を受けている者とみなす。この場合において、既にこの者から、同規則の規定に基づき平成７年度分の使用料等を徴収しているときは、当該使用料等のうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降の期間に係る部分については、第10条第１項の規定による占用料等として徴収したものとみなす。

３　この条例の施行の際現に漁業者が漁業のために普通海域において工作物を設置して海域の占用をしている場合においては、当該工作物の設置については、施行日から起算して３月間は、第３条第１項第１号の規定は、適用しない。

４　前項に規定する漁業者は、施行日から起算して３月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

５　前項の届出をした者は、当該届出に係る工作物の設置については、規則で定める期間は第３条

第１項の許可を受けた者とみなす。

附　則（平成９年３月25日条例第３号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成９年４月１日から施行する。（後略）

（経過措置）

３　（前略）第31条の規定による改正後の愛媛県の海を管理する条例別表第１及び別表第２の規定は、施行日以後の使用、占用又は採取に係る使用料、占用料又は採取料で施行日以後にその全額又は未徴収額について徴収するものについて適用し、施行日前の使用、占用又は採取に係る使用料、占用料又は採取料及び施行日以後の使用、占用又は採取に係る使用料、占用料又は採取料で施行日前にその全額について徴収したものについては、なお従前の例による。

附　則（平成12年３月24日条例第12号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

12　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成14年３月26日条例第19号抄）

１　この条例は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成16年12月24日条例第47号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成17年１月16日から施行する。（後略）

附　則（平成26年３月28日条例第９号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。（後略）

（経過措置）

３　第３条の規定による改正後の愛媛県立衛生環境研究所使用料条例第２条第１項第１号及び第２号並びに第３条第１項の規定、第４条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例別表第１及び別表第３の規定、第６条の規定による改正後の愛媛県漁港管理条例別表第２の規定、第８条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例別表２の規定（同表第１号の表の規定を除く。）、第９条の規定による改正後の愛媛県農林水産研究所使用料条例別表の規定、第10条の規定による改正後の愛媛県道路占用料徴収条例第２条第２項の規定、第15条の規定による改正後の愛媛県の海を管

理する条例別表第１及び別表第２の規定、第16条の規定による改正後の愛媛県美術館使用料条例別表の規定、第18条の規定による改正後の愛媛県河川流水占用料等徴収条例別表第１から別表第３までの規定、第19条の規定による改正後の愛媛県海岸占用料等徴収条例別表第１及び別表第２の規定、第20条の規定による改正後の愛媛県在宅介護研修センター使用料条例別表の規定、第25条の規定による改正後の愛媛県植物くん蒸所管理条例第10条の規定並びに第30条の規定による改正後の愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例第２条第３項の規定は、施行日以後の使用、占用、採取又は文書等の交付に係る使用料、占用料、採取料又は手数料で施行日以後にその全額又は未徴収額について徴収するものについて適用し、施行日前の使用、占用、採取又は文書等の交付に係る使用料、占用料、採取料又は手数料及び施行日以後の使用、占用、採取又は文書等の交付に係る使用料、占用料、採取料又は手数料で施行日前にその全額について徴収したものについては、なお従前の例による。

附　則（平成29年３月24日条例第５号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成29年４月１日から施行する。（後略）

（経過措置）

３　第２条の規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例第84条第１項第２号の規定、第３条の規定による改正後の愛媛県立衛生環境研究所使用料条例第２条第１項第３号の規定、第５条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例別表第３の規定、第７条の規定による改正後の証明事務等に係る手数料条例第２条の規定、第８条の規定による改正後の愛媛県漁港管理条例別表第２の規定、第９条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例別表２の規定（同表第１号の表の規定を除く。）、第10条の規定による改正後の愛媛県農林水産研究所使用料条例別表１の表の規定、第15条の規定による改正後の愛媛県の海を管理する条例別表第２の規定、第16条の規定による改正後の愛媛県美術館使用料条例別表の規定、第18条の規定による改正後の愛媛県河川流水占用料等徴収条例別表第１及び別表第３の規定並びに第19条の規定による改正後の愛媛県海岸占用料等徴収条例別表第２の規定は、施行日以後の文書の交付、採取、分析、使用、占用等に係る手数料、使用料、採取料又は占用料で施行日以後にその全額又は未徴収額について徴収するものについて適用し、施行日前の文書の交付、採取、分析、使用、占用等に係る手数料、使用料、採取料又は占用料及び施行日以後の文書の交付、採取、分析、使用、占用等に係る手数料、使用料、採取料又は占用料で施行日前にその全額について徴収したものについては、なお従前の例による。

附　則（平成31年３月22日条例第21号）

この条例は、公布の日（同日において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）が施行されていない場合にあっては、同法施行の日）から施行する。

附　則（令和元年７月９日条例第３号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和元年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　第５条の規定による改正後の愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に徴収する使用料及び手数料について適用し、施行日前に徴収した使用料及び手数料については、なお従前の例による。

３　第３条の規定による改正後の愛媛県立衛生環境研究所使用料条例第２条第１項第１号及び第２号、第４条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例別表第１及び別表第３から別表第６までの規定、第６条の規定による改正後の愛媛県漁港管理条例別表第２の規定、第８条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例別表２の規定（同表第１号の表の規定を除く。）、第９条の規定による改正後の愛媛県農林水産研究所使用料条例別表の規定、第10条の規定による改正後の愛媛県道路占用料徴収条例第２条第２項の規定、第14条の規定による改正後の愛媛県の海を管理する条例別表第１及び別表第２の規定、第15条の規定による改正後の愛媛県美術館使用料条例別表の規定、第16条の規定による改正後の愛媛県河川流水占用料等徴収条例別表第１から別表第３までの規定、第17条の規定による改正後の愛媛県海岸占用料等徴収条例別表第１及び別表第２の規定、第19条の規定による改正後の愛媛県在宅介護研修センター使用料条例別表の規定並びに第27条の規定による改正後の愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例第２条第３項の規定は、施行日以後の試験、検査、鑑定、調査、研究、分析、使用、占用等（以下「試験等」という。）に係る使用料、施行日以後の占用に係る占用料、流水占用料及び土地占用料、施行日以後の採取に係る土砂採取料、土石採取料及びその他の河川産物採取料並びに施行日以後の文書等の交付及び面談に係る手数料で施行日以後にその全額又は未徴収額について徴収するものについて適用し、施行日前の試験等に係る使用料、施行日前の占用に係る占用料、流水占用料及び土地占用料、施行日前の採取に係る土砂採取料、土石採取料及びその他の河川産物採取料並びに施行日前の文書等の交付及び面談に係る手数料並びに施行日以後の試験等に係る使用料、施行日以後の占用に係る占用料、流水占用料及び土地占用料、施行日以後の採取に係る土砂採取料、土石採取料及びその他の河川産物採取料並びに施行日以後の文書等の交付及び面談に係る手数料で施行日前にその

全額について徴収したものについては、なお従前の例による。

附　則（令和６年３月26日条例第21号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月25日条例第８号抄）

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。（後略）

（経過措置）

３　第３条の規定による改正後の愛媛県立衛生環境研究所使用料条例第２条第１項第１号及び第２号の規定、第５条の規定による改正後の愛媛県港湾管理条例別表第３の規定、第８条の規定による改正後の愛媛県漁港管理条例別表第１及び別表第２の規定、第10条の規定による改正後の愛媛県立都市公園条例別表２の規定（同表第１号の表の規定を除く。）、第11条の規定による改正後の愛媛県農林水産研究所使用料条例別表の規定、第15条の規定による改正後の愛媛県の海を管理する条例別表第２の規定、第16条の規定による改正後の愛媛県美術館使用料条例別表の規定、第20条の規定による改正後の愛媛県海岸占用料等徴収条例別表第２の規定並びに第23条の規定による改正後の愛媛県在宅介護研修センター使用料条例別表の規定は、施行日以後の試験、検査、鑑定、調査、研究、分析又は使用（以下「試験等」という。）に係る使用料、施行日以後の占用に係る占用料及び施行日以後の採取に係る土石採取料で施行日以後にその全額又は未徴収額について徴収するものについて適用し、施行日前の試験等に係る使用料、施行日前の占用に係る占用料及び施行日前の採取に係る土石採取料並びに施行日以後の試験等に係る使用料、施行日以後の占用に係る占用料及び施行日以後の採取に係る土石採取料で施行日前にその全額について徴収したものについては、なお従前の例による。

附　則（令和８年３月27日条例第11号）

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第10条関係）

占用料

種目	単位		料金
	期間	数量	
船舶又は木材のけい留所、貯木場、浮標	１年	１平方メートル	25円

柱類		1年	1本	250円
鉄塔		1年	1基	760円
諸管の埋架設	口径0.2メートル未満のもの	1年	1メートル	25円
	口径0.2メートル以上0.5メートル未満のもの	1年	1メートル	50円
	口径0.5メートル以上のもの	1年	1メートル	75円
その他のもの		類似の種目に準じて知事の定める額		

備考

1　期間が1月未満のものにあっては、この表の規定にかかわらず、同表に規定する金額に103分の110を乗じて得た額（1円未満切捨て）を同表に規定する金額とする。

2　期間が1年に満たない場合はこの表に掲げる料金の12分の1を1月の料金とし、期間が1月に満たない場合はこれを1月とみなして計算する。

3　面積又は長さにおいてこの表に定める単位に満たない端数を生じた場合は、これを切り上げて計算する。

4　1件の料金に1円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

5　1件の料金が100円未満の場合は、100円をもってその料金とする。

一部改正〔平成9年条例3号・26年9号・令和元年3号〕

別表第2（第10条関係）

土石採取料

種目	単位	料金	摘要
土砂	1立方メートル	28円	
かき込砂利	1立方メートル	58円	
砂・砂利	1立方メートル	73円	
栗石・玉石	1立方メートル	73円	こう長6センチメートル以上30センチメートル未満のもの
その他のもの	類似の種目に準じて知事の定める額		

備考

1　数量においてこの表に定める単位に満たない端数を生じた場合は、これを切り上げて計算する。

2　１件の料金が100円未満の場合は、100円をもってその料金とする。

一部改正〔平成９年条例３号・26年９号・29年５号・令和元年３号・７年８号〕

○えひめの豊かな海と漁業を育む水産振興条例

令和６年10月18日条例第43号

えひめの豊かな海と漁業を育む水産振興条例を次のように公布する。

えひめの豊かな海と漁業を育む水産振興条例

本県の海域は、佐田岬半島を境に瀬戸内海と宇和海に大別され、さらに瀬戸内海は東部の燧灘と西部の伊予灘に区分され、瀬戸内海を中心とした大小391もの島々や宇和海沿岸のリアス海岸等により形成される海岸線の総延長は、全国第５位の約1,700キロメートルに及び、漁港数は全国第３位の187漁港を擁している。

これらの海域には、多様な魚介類が生息し、底びき網、船びき網、まき網、一本釣り等の多種多様な漁船漁業や、生産量及び産出額ともに全国第１位のまだい及びしまあじのほか、ぶり類、あこやがい、くろまぐろ、のり類等の養殖業が展開されており、特に宇和海沿岸域は、全国屈指の魚類、真珠、真珠母貝等の養殖生産地として知られている。

また、内陸部では、重信川水系及び肱川水系のほか、大小様々な河川及び渓流も多く、あゆ、あまご等の採捕が行われている。

一方で、本県の水産業を取り巻く環境は、気候変動による漁場環境の変化、水産資源の減少、漁業者の高齢化、担い手の減少のほか、魚離れによる消費量の減退及び魚価の低迷等により、厳しさを増している。

本県の水産業を将来にわたり継承し、発展させていくためには、新たな付加価値の創造、もうかる水産業としての競争力の強化、頻発化及び激甚化する自然災害を踏まえた漁業基盤の強靭(じん)化等情勢の変化に的確に対応して、顕在化している様々な問題に対し積極果敢に取り組んでいかなければならない。

また、豊かな漁場や水産資源に恵まれた愛媛の海を守り、持続的な生産が可能な海づくりを進めるためには、水産業者のみならず、県民一人ひとりが、日常生活や事業活動においてプラスチックごみのほか、海洋ごみの削減等環境に配慮した行動を実践することが求められる。

ここに、本県の水産業及び漁村の継続的な振興を図り、県、水産業者、水産団体、県民のほか、関係者が一体となって「水産王国えひめ」の更なる発展を目指すことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、水産業及び漁村の振興に関する基本理念を定め、県の責務、水産業者及び水産団体並びに県民の役割について明らかにするとともに、水産業及び漁村の振興に関する施策の

基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本県の水産業及び漁村の持続的な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　水産業　漁業、水産加工業及び水産流通業をいう。

（２）　水産業者　水産業を営む者をいう。

（３）　水産団体　水産業者が組織する団体をいう。

（４）　水産業及び漁村の有する多面的機能　豊かな自然環境の形成、海の安全及び安心の提供、安らぎのある空間の提供等漁村で水産業が行われることにより生ずる食料その他の水産物の供給の機能以外の水産業及び漁村の有する多面にわたる機能をいう。

（５）　海洋ごみ　海岸等にあるごみ、海域に漂流しているごみ及び海底にあるごみをいう。

（６）　県産水産物等　県内で生産された水産物及びその加工品をいう。

（７）　えひめブランド　県産水産物等であって、高品質であること等の特性により消費者に信頼感等を与えるものをいう。

（８）　環境にやさしい水産業　環境への負荷の低減に配慮し、持続可能な生産活動を行う水産業をいう。

（基本理念）

第３条　水産業及び漁村の振興は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

（１）　海域、気候等の特性に応じて、収益性の高い、安定的な漁業経営が確立されること。

（２）　漁業の担い手が確保され、将来にわたって漁業が持続的に営まれること。

（３）　安全で安心な水産物の安定的な生産及び供給並びに消費者の需要の動向に即した水産業の健全な発展に資すること。

（４）　漁村が果たしている水産業の持続的な発展の基盤たる役割が適切かつ十分に発揮されること。

（５）　水産業及び漁村の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されること。

（６）　持続的な生産が可能な豊かな海が継承され、水産動植物の生育環境及び水産資源が維持されること。

（県の責務）

第４条　県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

２　県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町、関係都道府県、水産業者、水産団体、県民等との連携に努めるものとする。

（市町との連携等）

第５条　県は、市町が実施する施策との整合を図るため、市町と情報交換を行う等緊密に連携するとともに、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（水産業者及び水産団体の役割）

第６条　水産業者及び水産団体は、自らが安全で安心な水産物の生産及び供給並びに活力ある漁村づくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

（県民等の役割）

第７条　県民は、基本理念にのっとり、水産業及び漁村の有する水産物の供給の機能並びに水産業及び漁村の有する多面的機能の重要性について理解を深め、地産地消等の取組を通じて水産業及び漁村を支援するとともに、県が行う水産業及び漁村の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

２　県民は、水産動植物の生育環境の保全及び改善に資するよう、海洋ごみを削減するための行動を実践するとともに、水質の保全及び森林の整備を図るための活動に参加するよう努めるものとする。

３　余暇活動等を行う者は、漁業に支障を及ぼさないように、及び水質に悪影響を及ぼさないように努めるものとする。

（基本計画）

第８条　知事は、水産業及び漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産業及び漁村の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

２　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）　水産業及び漁村の振興に関する施策の基本的な方針

（２）　水産業及び漁村の振興に関する目標

（３）　前２号に掲げるもののほか、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市町、水産業者及び水産団体並びに県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

４　知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

５　前２項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（持続可能な水産資源の管理）

第９条　県は、水産資源の持続可能な利用に向けた管理を図るため、水産資源の評価に基づく漁獲可能量による資源管理の推進、水産資源の状態を的確に把握するためのモニタリング及び管理手法の開発、放流対象魚種の種苗生産技術の開発、放流手法の向上等に必要な施策を講ずるものとする。

（養殖漁業の更なる発展）

第10条　県は、本県の養殖漁業の更なる発展を図るため、新たな養殖魚種の開発による魚種の多様化、研究開発による養殖技術の向上、魚病及び赤潮による被害の軽減、漁業者の意見を踏まえた海面の有効利用の推進等に必要な施策を講ずるものとする。

２　県は、県産水産物等の付加価値を高め、競争力の強化を図るため、水産物の加工に関する技術の向上の促進、水産物の保管及び加工の用に供する施設の整備の促進、デジタル技術の導入の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

（未来を見据えた水産業に関する技術の研究開発）

第11条　県は、未来を見据えた水産業に関する技術の研究開発の推進を図るため、国、大学、民間企業その他試験研究機関との連携の強化、水産業に応用が可能な技術又は研究を活用した先端的な研究開発の推進、その成果の普及等に必要な施策を講ずるものとする。

（適切な漁場利用の推進及び漁業秩序の維持）

第12条　県は、適切な漁場利用、水産資源の保存、管理又は秩序ある利用を図るため、漁場に見合った操業体制の確立、漁業の指導監督、潜水器密漁等の撲滅に向けた対策、遊漁に係る秩序の形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

（海域の特性に応じた漁業振興）

第13条　県は、湾、灘等の海域の特性に応じて、漁業基盤の整備、環境の保全等の漁業振興施策を講ずるものとする。

（県産水産物等の国内外への販路の拡大）

第14条　県は、県産水産物等の国内外への販路の拡大を図るため、えひめブランドの創出及び付加価値の向上、需要の開拓、６次産業化の推進、輸出の促進のための体制の整備、輸出の円滑化の推進等に必要な施策を講ずるものとする。

（魚食普及の推進）

第15条　県は、県産水産物等の需要拡大を図るため、県民の日常生活及び水産業者の事業における県産水産物等の率先的な消費及び利用の推進、学校における食育の推進等魚食普及の推進に必要

な施策を講ずるものとする。

（豊かな海づくり）

第16条　県は、本県水産業の持続的な発展を図るため、魚礁及び増殖場の整備、藻場及び干潟の保全及び造成、栄養塩類の管理等の水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造、栽培漁業及び資源管理型漁業の推進等豊かな海づくりのために必要な施策を講ずるものとする。

（環境にやさしい水産業の推進）

第17条　県は、環境にやさしい水産業の推進を図るため、水産業者と連携して、環境に配慮した海面及び内水面の利用の促進、事業活動に伴う廃棄物の循環的な利用の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

（海洋ごみの削減の推進）

第18条　県は、海洋ごみを排出しない水産業の推進に必要な施策を講ずるものとする。

２　県は、海洋ごみの削減に必要な施策を講ずるものとする。

（担い手の確保及び育成）

第19条　県は、本県水産業の担い手の確保及び育成を図るため、水産業の魅力の発信、就業希望者の受入環境の整備、労働環境の改善及び安全の確保、多様な人材の就業及び定着の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

（女性の活躍及び男女共同参画の推進）

第20条　県は、水産業及び漁村における女性の活躍並びに男女共同参画の推進を図るため、水産業及び漁村における女性の役割を適正に評価する気運の醸成、水産業及び漁村における女性の意思決定の場への参画、起業及び連携の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

（安定的な漁業経営の育成）

第21条　県は、安定的な漁業経営の育成を図るため、漁業経営を支える制度資金の充実、漁船その他の施設の高度化、事業の共同化及び拡大の促進、漁業者の経営管理能力の向上等に必要な施策を講ずるものとする。

（水産業協同組合の経営の安定）

第22条　県は、水産業協同組合の経営の安定を図るため、適正な事業運営の促進、組織及び事業の強化及び充実、合併等による再編の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

（水産業の基盤の整備及び強靭(じん)化）

第23条　県は、災害に強く生産性が高い水産業の構築を図るため、漁港及び漁村の防災及び減災対策、漁港、漁場、養殖施設及び流通加工施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

（漁村の振興）

第24条　県は、活力ある漁村の構築を図るため、漁村の魅力発信による交流人口の拡大、海及び漁村の地域資源の活用の促進、水産関連施設の整備、水産業及び漁村が有する文化の継承、景観及び環境の保全、水産業及び漁村と観光業との連携の強化の促進、遊漁その他の余暇活動に係る秩序の形成等に必要な施策を講ずるものとする。

（内水面漁業の維持及び発展）

第25条　県は、内水面漁業の維持及び発展を図るため、内水面における水産資源の保全及び活用並びに調査及び研究、内水面における漁場環境の保全及び管理並びに調査及び研究、遊漁その他の余暇活動に関する情報の提供等に必要な施策を講ずるものとする。

（県民の理解の促進）

第26条　県は、水産業及び漁村の振興並びに豊かな海づくりに関する県民の理解の促進を図るため、県民への情報の提供、学習機会の充実、魚食普及の推進、地産地消の推進、都市と漁村の交流の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第27条　県は、水産業及び漁村の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（施策の実施状況の公表）

第28条　知事は、毎年度、水産業及び漁村の振興に関する施策の実施状況を公表するものとする。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行の際現に策定されている水産業及び漁村の振興に関する事項を定めた県の計画は、第８条第１項の規定により策定された基本計画とみなす。

松山港港湾脱炭素化推進計画
【概要版】

令和７年６月
愛媛県（松山港港湾管理者）



1．策定目的

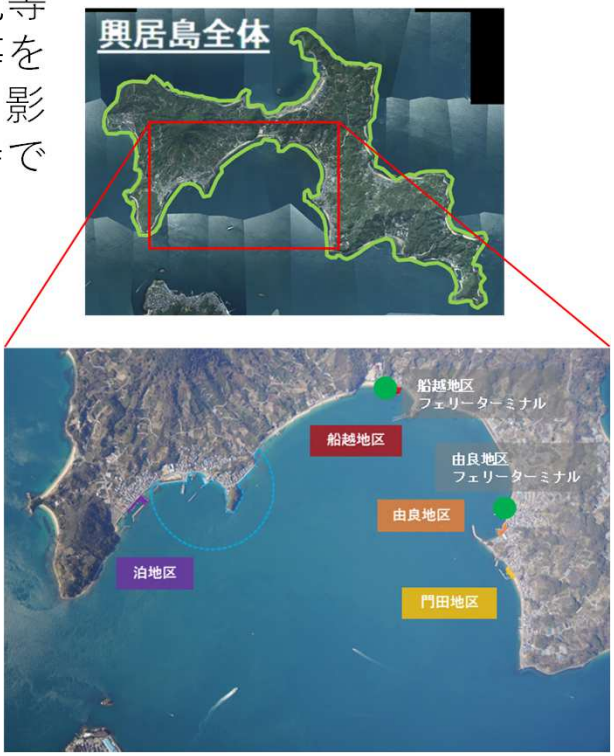
港湾においては臨海部を中心として温室効果ガス排出量の大きい産業が立地しており、これらの産業の使用する資源・エネルギーの殆どが港湾を経由することから、脱炭素化に配慮した港湾機能の強化や、水素・アンモニア等次世代エネルギーの受入環境の整備を図るCNPの形成を促進する。

➢ 港湾脱炭素化推進計画の基本的な方針

松山港港湾脱炭素化推進計画の対象範囲は、コンテナターミナル等の港湾区域及び臨港地区における脱炭素化の取組だけでなく、ターミナル等を経由して行われる物流活動（海上輸送、トラック輸送、倉庫等）に係る取組、港湾を利用して生産・発電等を行う事業者（製造、化学工業等）の活動に係る取組や、ブルーカーボン生態系等を活用した吸収源対策の取組等とする。そのため、松山港を通じてCO2排出に大きく影響する化石燃料等を仕入れている事業所、ブルーカーボン等によるCO2吸収が期待できる海域（興居島周辺の海域）も対象範囲とする。



港湾脱炭素化推進計画の対象範囲
（今出地区・吉田浜地区・外港地区・内港地区・高浜地区・和気地区）



港湾脱炭素化推進計画の対象範囲
（泊地区・船越地区・由良地区・門田地区）

写真提供：国土交通省　四国地方整備局　松山港湾・空港整備事務所

2．取組方針

①水素・アンモニア・バイオマス・e-メタン等の利用拡大、受入環境の整備

- 次世代エネルギーの松山港及び周辺地域における利用可能性について、技術開発の動向に注視しつつ検討を進める。
- 水素、合成燃料等の次世代エネルギーの需要を見極め、岸壁等受入環境の整備について検討を進める。
- 水素ステーションを設置することで、ターミナル内外の事業者及び陸上貨物運送事業者への水素の供給を目指す。

②火力発電所等の工場設備の低・脱炭素化（燃料転換・コージェネレーション・CCUS等）

- 自社工場で使用する電力を賄うための火力発電所等の工場設備について、石炭等の化石燃料からLNGへの転換を推進する。
- 水素等混焼・専焼やコージェネレーション（排熱利用）の取組を推進するほか、技術開発動向を注視しつつCCUSの導入について検討する。

③船舶における低・脱炭素化

- 技術開発動向を注視しつつ、低・脱炭素燃料を使用する船舶への更新について検討する。

④荷役機械・車両の低・脱炭素化

- 低炭素型荷役機械への更新を進めていく。既存の荷役機械の低炭素化を図るため、バイオマス燃料の利活用も推進する。
- 荷役機械や車両のFC化（燃料電池車、電動車の導入）についても検討していく。

⑤陸上電源の導入

- 全国的な陸上電源の導入状況を踏まえ、船舶更新等にあわせた陸上電源の導入について検討を進める。

⑥港湾工事の低・脱炭素化

- 松山港における港湾工事の低・脱炭素化について検討を進める。

⑦ブルーカーボン生態系の活用（藻場の再生）

- 興居島周辺海域における藻場の再生・保全に取り組むとともに、松山港のポテンシャルをいかした藻場形成についても検討を進める。

⑧モーダルシフトの推進

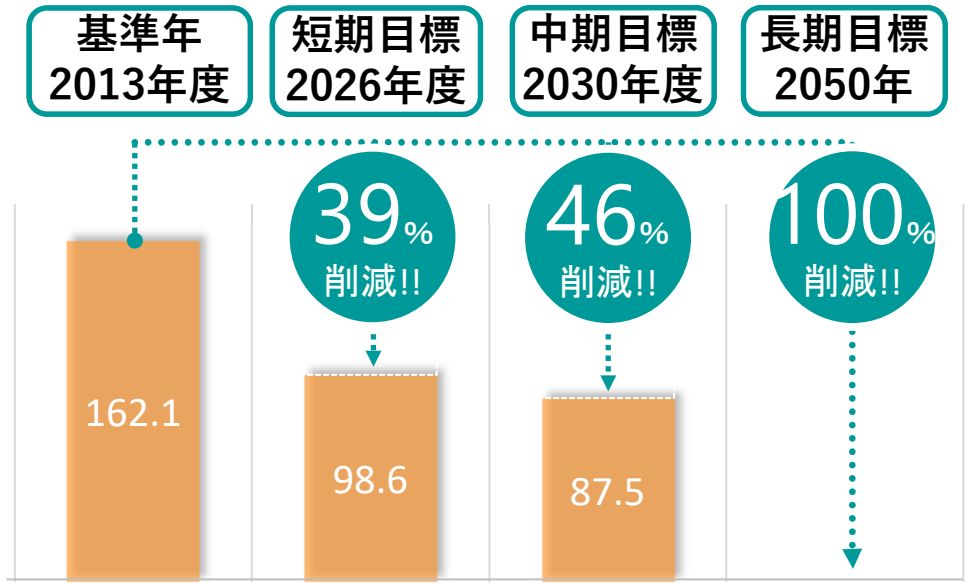
- 愛媛県内を発着する物流における温室効果ガス排出量削減に貢献するため、係留施設の整備を通じて松山港の機能向上を図り、RORO船やフェリー航路を誘致することで、陸上輸送から海上輸送への転換を検討する。

3．港湾脱炭素化推進計画の目標

- 港湾脱炭素化推進計画の目標として、以下の取組分野別に指標となるKPI（Key Performance Indicator：重要達成度指標）を設定し、短期・中期・長期の段階ごとに具体的な数値目標を定める。

➢ 港湾脱炭素化推進計画の目標

KPI（重要達成度指標）	短期目標（2026年度）	中期目標（2030年度）	長期目標（2050年）
KPI1 温室効果ガス排出量	約98.6万トン/年 （2013年度比39%減）	約87.5万トン/年 （2013年度比46%減）	実質0トン/年 （2013年度比100%減）
KPI2 低・脱炭素型荷役機械導入率		60% 荷役機械のリプレース時期を勘案して設定	100% カーボンニュートラル実現のため100%と設定



（単位：万トン）

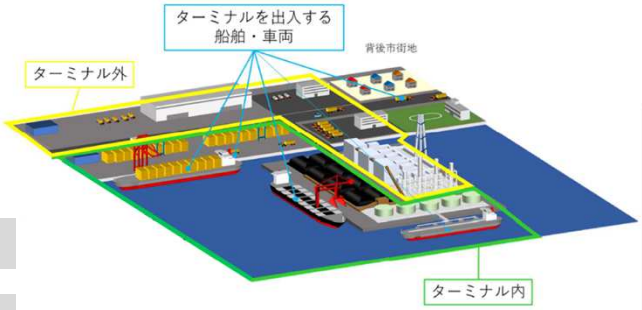
※温室効果ガス排出量は、電気・熱配分後の数字
※船舶・車両については、公共ふ頭以外の専用岸壁の利用分も含む

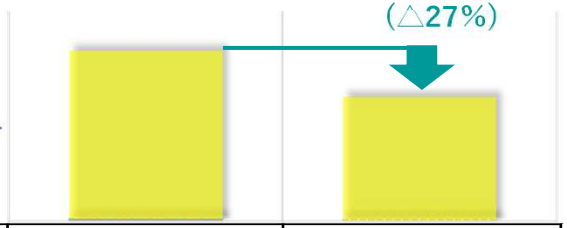
4．温室効果ガス排出量の推計、水素・アンモニアの需要推計及び供給目標

- 松山港の温室効果ガス排出量は、**2013年度で約162万トン**、**2022年度で約119万トン**と推計。**2013年度から2022年度にかけて約43万トン減少**しており、特にターミナル外における排出量の減少が目立つ。

➢ 温室効果ガス排出量の推計

区分	主な施設
ターミナル内	港湾荷役機械
	管理棟、倉庫、物流施設、事務所等
ターミナル出入車両・船舶	停泊中の船舶
	発着する輸送車両
ターミナル外	工場等の生産設備、ボイラー、倉庫等





	2013年度	2022年度
ターミナル内	約0.3万トン	約0.03万トン
出入車両・船舶	約1.5万トン	約1.3万トン
ターミナル外	約160.4万トン	約117.4万トン
合計	約162.1万トン	約118.7万トン

➢ 水素・アンモニア等の需要推計及び供給目標の検討

水素及びアンモニアの需要量（松山港および周辺地域）

	中期（2030年度）		長期（2050年）	
	松山港	周辺地域	松山港	周辺地域
水素換算量	約0.5万トン	―	約8.8万トン	約5.4万トン
アンモニア換算量	約2.8万トン	―	約49.5万トン	約30.2万トン

水素及びアンモニアの供給目標（松山港での需要量に基づく）

	中期（2030年度）	長期（2050年）
水素換算量	約0.5万トン	約8.8万トン
アンモニア換算量	約2.8万トン	約49.5万トン

周辺地域：中予地方（松山市、松前町、伊予市、砥部町、東温市、久万高原町）

5．港湾脱炭素化促進事業

- 港湾脱炭素化促進事業による温室効果ガス排出量の削減量を合計しても温室効果ガス排出量の削減目標に到達しないが、民間事業者等による脱炭素化の取組の準備が整ったものから順次計画に位置付け、目標達成を目指すものとする。

短期目標 2026年度
- ハイブリッド型トランスファークレーン導入
- 上屋・荷捌き施設・工場内設備における照明のLED化
- 既存船から新造船への更新
- 工場内設備の省エネ化、工場廃熱の再利用　等

中期目標 2030年度
- 使用電力に対する再エネ電源比率の向上
- 工場内設備の省エネ型設備への置換、再エネ電力調達
- 非化石電力購入による温室効果ガス排出量削減　等

長期目標 2050年
- 低・脱炭素型トップリフターの導入　等

港湾脱炭素化促進事業（温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に関する事業）の実施による温室効果ガス排出量の削減効果

項目	ターミナル内	ターミナル出入車両・船舶	ターミナル外	合計
①:温室効果ガス排出量（2013年度）	約0.3万トン	約1.5万トン	約160.4万トン	約162.1万トン
②:温室効果ガス排出量（2022年度）	約0.03万トン	約1.2万トン	約117.4万トン	約118.7万トン
③:2022年度からの温室効果ガス排出量の削減量	約0.01万トン	約0.4万トン	約0.1万トン	約0.6万トン
④:2013年度からの温室効果ガス排出量の削減量 ※①－②＋③	約0.25万トン	約0.6万トン	約43.1万トン	約44.0万トン
⑤：削減率（④／①）	約93%	約44%	約27%	約27%

※端数処理のため、合計値は一致しない。

6．港湾脱炭素化に向けたロードマップ・CNP形成イメージ

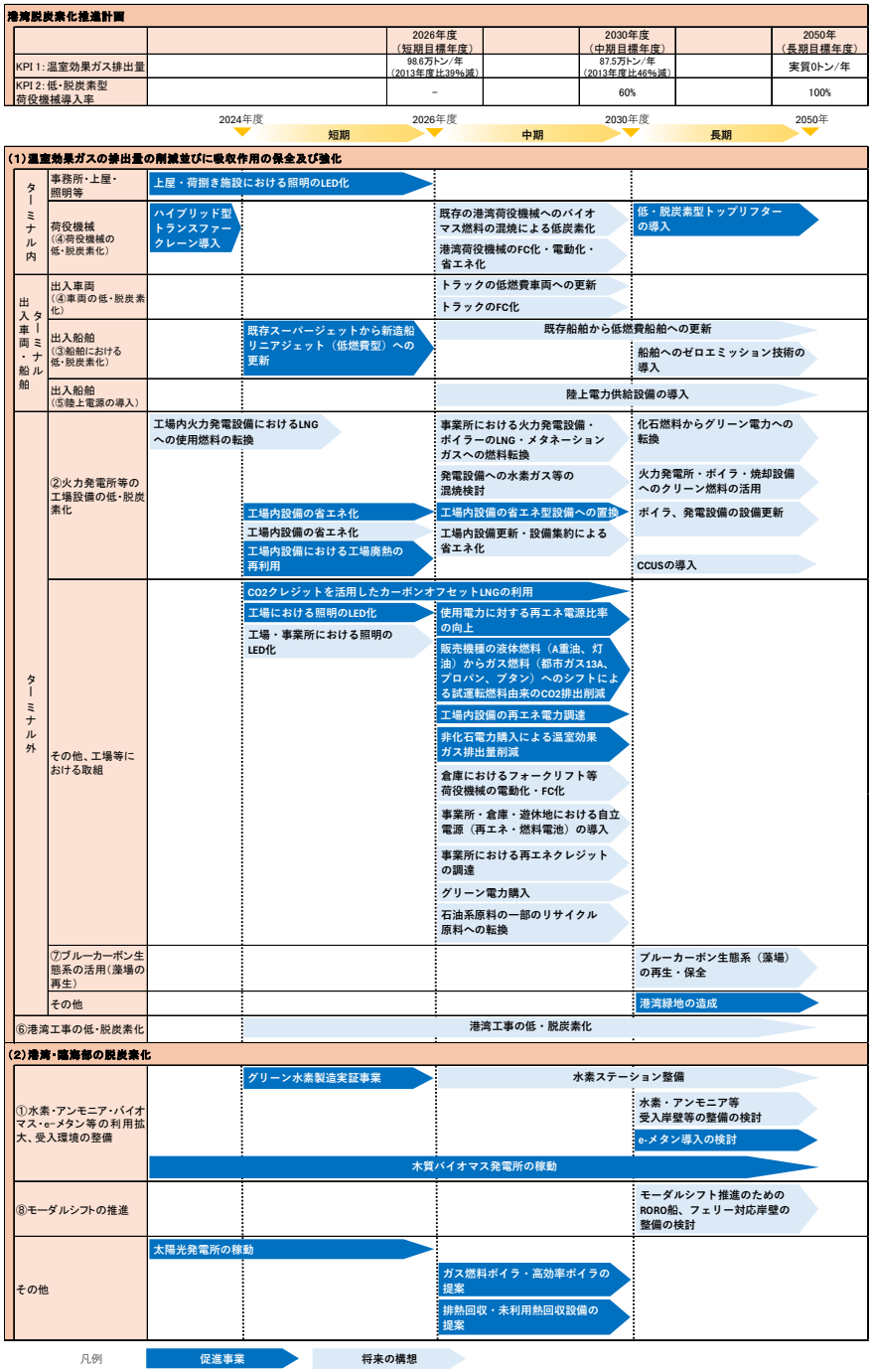


図　ロードマップ



図　CNP形成のイメージ図